

千葉県DV防止・被害者支援基本計画 (第4次)



平成29年3月

千 葉 県

ＤＶを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指して

平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるＤＶ防止法が成立し、翌年の 4 月に完全施行されてから 15 年が経過しました。この間、千葉県では千葉県男女共同参画計画（平成 13 年 3 月策定）及び平成 18 年 4 月からは千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画（第 1 次～第 3 次）に基づきＤＶ対策に取り組んでまいりました。

ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現する上で、ＤＶの根絶は克服すべき重要な課題です。

今般、現行計画（第 3 次）期間の終了を迎えることから、「ＤＶを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現」を目標とする第 4 次の千葉県ＤＶ防止・被害者支援基本計画を策定しました。この計画では、ＤＶの防止や被害者の保護・自立支援とともに、被害者の子どもの安全確保と健やかな成長への支援にも重点的に取り組むこととしております。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を検証するとともに、千葉県男女共同参画推進懇話会からの御助言・御提案のほか、市町村、民間支援団体、パブリックコメント、さらにはＤＶ被害者の方からの御意見を伺いながら進めてまいりました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

今後は、本計画に基づき、市町村をはじめ、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、ＤＶを許さない社会と不幸にも被害に遭われた皆様の立場に立った支援に取り組み、安全・安心の確立された千葉県づくりを推進してまいりますので、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

千葉県知事 森田 健作

目 次

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
4 留意点	5
第2章 計画の内容	6
1 目指すべき方向	6
2 基本目標	6
3 計画の体系	8
4 課題と施策の方向	9
【基本目標Ⅰ DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】	
施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進	9
施策の方向2 DV予防教育の推進	14
【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】	
施策の方向3 相談体制の充実	18
施策の方向4 安全確保と一時保護体制の充実	22
【基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援】	
施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進	26
施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進	31
【基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援】	
施策の方向7 虐待の早期発見と安全確保	33
施策の方向8 子どもに対するケア体制の充実	37
【基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進】	
施策の方向9 市町村における支援体制の強化促進	39
施策の方向10 地域における連携体制の整備促進	42
【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】	
施策の方向11 職務関係者の資質向上	44
施策の方向12 関係機関との連携強化	48
第3章 計画の推進に当たって	51
資料編	53

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※1}（以下「DV」という。））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また、社会的地位や経済力の格差など男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

そして、DVは、その多くが家庭内で起こるため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートすることや、言動や態度による精神的な暴力のように外部からその発見が困難で、長期間にわたって顕在化しないことから被害が深刻化しやすいという特性があります。また、DVと同時に同居している子どもへの虐待が行われている場合も多く、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

DVを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上で、最優先に取り組むべき課題です。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が完全施行されてから15年が経過しました。この間、本県では、女性サポートセンターのほか、男女共同参画センターや各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センター^{※2}に位置付け、DV被害者等が県内のどの地域においても身近な場所で支援を受けられる体制を整備してきました。

そして、DV防止法の改正等を踏まえ、平成18年3月に第1次基本計画、平成21年3月には第2次基本計画、平成24年3月には第3次基本計画を策定し、様々な事業に取り組んでまいりました。これまでの取組の主な成果は次のとおりです。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）の定義

DV防止法における被害者は、配偶者からの暴力を受けた者で、性別は問いません。配偶者には、事実婚も含み、また、離婚後（事実上の離婚を含む）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。

さらに、平成25年のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力についても対象となりました。

生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力（デートDV）を受けた者については、DV防止法における「被害者」には含まれませんが、本計画においては、DV防止法の取扱いの対象以外の場合には、当該者を含めて「被害者」としています。

※DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力等も含まれます。

※2 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法に基づき、DVを防止し被害者を保護するため、相談や一時保護、被害者の自立に向けた就業の促進や住宅の確保への支援等を行う機関です。なお、デートDVについても相談等に応じています。

県の女性サポートセンター、男女共同参画センター、13か所ある各健康福祉センターのほか、3市に設置されています。（資料編121ページに県内の配偶者暴力相談支援センターの一覧を掲載）

【これまでの取組の主な成果】

(1) 相談体制の充実

本県では、DV防止法の施行に先立ち、婦人相談所において24時間・365日の電話相談を開始しました。平成14年には女性センター（現・男女共同参画センター）を、平成16年には県内13カ所の健康福祉センターを、配偶者暴力相談支援センターと位置付け、電話相談だけでなく県内各地域で面接相談にも対応できるよう相談体制の充実を図ってきました。

(2) 一時保護体制の強化

平成14年4月に婦人相談所を女性サポートセンターに改組して、中核的配偶者暴力相談支援センターとし、DV被害者の相談・保護・支援に取り組んできました。平成21年には同センターを新築しセキュリティの強化やバリアフリー化を図り、より安全安心な保護体制を確保しました。

また、一時保護の受け入れに当たって、県と市町村の間で正確かつ迅速な連携が図れるよう、平成23年度から統一様式を作成して被害者からの聞き取りを行っているところです。

(3) DV職務関係者の資質向上

DV相談業務に従事する県、市町村及び関係団体の職員向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成・配布しています。また、定期的にこれら職務関係者向けの研修会や地域ごとの事例検討会を実施することなどにより、相談担当職員の資質向上を図りました。

県及び市町村等職員向けの定期的な研修会は、従来から行っている新任職員研修及び経験者（経験1年以上）研修に加え、平成28年度は、専門性を高めるための研修として、自立支援のノウハウを学ぶ研修を実施しました。

(4) DV・デートDVの未然防止及び効果的な啓発の推進

DV被害者への相談窓口等の周知のため、関係機関にDV相談カードの設置やDV防止啓発リーフレット等の配布を依頼し、情報提供を行いました。

また、若者がDVや暴力等について考え、DVの被害者にも加害者にもならないように高等学校等においてDV予防セミナーを実施したほか、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを配布しました。

(5) DV被害者の生活再建に向けた支援施策の充実

一時保護所入所中及び退所後の被害者に対して、裁判所や役所、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、DV被害者の自立に向け必要となる法律や就職等に関する情報を提供する講座を開催しました。

(6) 市町村における支援体制の充実

県内の市町村では、平成 23 年度までに 4 市でDV防止法に基づくDV基本計画が策定され、2 市で配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

DV相談窓口は全ての市町村で設置されていましたが、住民に身近な市町村におけるDV被害者の支援体制の充実を図るため、第3次計画では、25 市町村の計画策定と 10 市町村の配偶者暴力相談支援センター設置を目標に掲げ、市町村への働きかけと支援を行った結果、平成 27 年度末現在、計画策定済みは 28 市町、配偶者暴力相談支援センター設置は 3 市となっています。

これまでの主な成果は以上のとおりですが、依然として次のような課題があるため、課題解決に向け、本計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定します。

【課題及び今後の重点的取組】

(1) 効果的な広報啓発及びDV・デートDVの未然防止

平成 27 年 3 月に公表された内閣府の調査によると、女性の約 4 人に 1 人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた女性の約 9 人に 1 人は命の危険を感じています。また、男性は約 6 人に 1 人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた男性の約 18 人に 1 人は命の危険を感じています。

本県の「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査(平成27年度実施)では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に満たない状況であり、約 3 分の 2 の人がメディアを利用した積極的な広報啓発活動が必要と回答しており、また、「デートDVに関する大学生意識等調査」(平成 27 年度実施)においても、約 7 割の大学生が相談窓口を知らないと答えており、学生を対象とした予防教育を必要と感じている人も約 7 割います。

そのため、今後も、DVに関する正しい理解を深めるため、多様な広報媒体を活用し、意識啓発や相談窓口の周知等に取り組む必要があります。

→重点的取組「広報啓発及び若者を対象とした予防教育の充実」

(2) DV被害者の自立に向けた支援施策の充実

DV被害者の自立には、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。

また、被害者からは、住宅確保・就労支援などの要望や、精神的なケアを求める声が多く寄せられています。

そのため、DV被害者の自立に向けて、切れ目のない支援をきめ細かく行えるよう、県及び市町村職員等の資質向上を図るとともに、自立に当たり被害者が必要とする各種制度の情報を適切に提供し、制度の活用への支援を行うなどの取組を進めていく必要

があります。

→重点的取組「DV被害者の自立に向けた支援」

(3) DV被害者の子どもの安全・安心の確保

DVにより一時保護される被害者の女性は、20代から40代までが約9割を占め、約6割が子どもを同伴しているなど、DV被害者には、子どもを持つ年代の女性が多い状況にあります。

同伴児は、自身に対する暴力やDVの現場を目撃することにより、心に大きな傷を受けていることが多く、同伴児への心理的ケア等の充実を図ることが重要となっています。

そのため、DVと児童虐待が密接な関係にあることへの理解を深め、当事者への適切な対応が行えるよう、市町村や警察をはじめとする関係機関との連携を強化する必要があります。

→重点的取組「子どもの安全確保と健やかな成長への支援」

(4) 住民に身近な市町村におけるDV対策の強化

国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められています。

また、DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定しています。

DVの防止から相談、一時保護、生活再建等多くの段階にわたり、地域に根差したきめ細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、生活保護や各種手当の申請など、市町村の支援が不可欠であり、また、地域での継続的見守りが必要となっています。

また、近年、市町村へのDV相談件数が増加しており、市町村の役割がますます重要となっています。

そのため、市町村に対して、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけていくとともに、被害者の支援のための様々な取組に対し支援するなど、市町村におけるDV対策を一層促進する必要があります。

→重点的取組「市町村におけるDV対策の促進」

(5) 切れ目のない支援のための職務関係者の資質向上

DV被害者の自立のためには、生活を営んでいく上での様々な問題を解決していかなければならず、その支援を行うためには、被害者が利用可能な各種制度等の情報を提供していく必要があります。

また、DVと児童虐待は密接に関連しているため、被害者への支援を行うに当たっては、双方の専門的な知識をもって対応する必要があります。

そのため、県や市町村等のDV職務担当者を対象に、被害者支援に係る専門知識が習得できる研修を開催するとともに、各種会議の中で事例検討等を行うことにより、担当職員の資質向上を図ります。

→重点的取組「職務関係者の資質向上」

2 計画の位置付け

- DV防止法第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画です。
- 第4次千葉県男女共同参画計画※との整合性を図った計画とします。

3 計画の期間

計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4 留意点

- 暴力を受けた被害者の本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに、施策の決定や個別の事案の対応に当たっては、DV被害者の声を反映し、DV被害者の視点から進めることが重要です。
- 県がこれまで関係機関と作り上げてきたネットワークを活用しながら、市町村や民間支援団体等がそれぞれの役割を発揮し、連携を図っていくことが重要です。
- DVのほか、高齢者や障害者、子どもへ向けられた暴力、性暴力、ストーカー、人身取引なども含め、暴力を許さない社会の実現を目指すことが重要です。

※ 第4次千葉県男女共同参画計画（平成28年3月策定）

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画としても位置付けています。
- 「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」を目標とし、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- 本計画では、6つの重点的取組の一つとして「DV・児童虐待等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」を掲げています。

第2章 計画の内容

1 目指すべき方向

県民だれもが元気で不安なく暮らしていくことができる、安全で安心の確立された社会づくりが求められています。そのためには、男女を問わず、すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

この計画では、重大な人権侵害となるDVをしない、させない社会の実現を目指すとともに、不幸にもDV被害にあった場合には、社会が一丸となって、被害者の立場に立ち、安全の確保と自立に向けた支援を行うことを目指します。

2 基本目標

千葉県におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するに当たり、次のとおり基本目標を定めます。

(1) DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

県民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことを認識し、DVに関する正しい理解を深めるため、多様な主体に向けた広報啓発の推進を図るとともに、若者等に対する意識啓発や予防教育を推進していきます。

(2) 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

被害者がいつでも安心して相談することができ、いかなる場合でも迅速かつ安全に避難し、状況に応じた必要な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

(3) 被害者の自立に向けた支援

被害者の自立のためには、住宅の確保や就労、精神的なケア、子育てなど、様々な課題を解決する必要があります。このため、関係機関と連携を図り、被害者の意思に基づいた総合的な支援の充実を図ります。

(4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

DVと児童虐待は同じ家庭内で同時に発生することが多く、また、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）では、子どもがDVを目の当たりにすれば、児童虐待になると規定されています。このため、児童虐待の早期発見と子どもの安全確保、その後のケアはDV被害者本人と同様に重要なことであり、関係者の連携により、子どもに対する支援の充実を図ります。

(5) 市町村におけるDV対策の促進

DV被害者に最も身近な行政主体である市町村は、被害者からの相談への対応や緊急時の安全確保はもとより、各種福祉施策や関係団体との連携等を通じて、継続して被害者の自立支援を推進しています。県では、市町村と連携し、これらのDV対策の促進を図ります。

(6) 被害者支援のための体制強化

被害者の状況に応じたきめ細やかな支援を行うためには、職務関係者一人ひとりの資質向上が重要であることから、研修等の充実を図ります。また、市町村や関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図り、適切に対応していく必要があることから、一層の連携強化を図ります。

3 計画の体系

※網掛けは重点項目

DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現



4 課題と施策の方向

【基本目標Ⅰ DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】

施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

【現状と課題】

- 平成27年3月に公表された内閣府の調査によると、女性の約4人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた女性の約9人に1人は命の危険を感じています。また、男性は約6人に1人が配偶者からのDV被害経験があり、被害を受けた男性の約18人に1人は命の危険を感じています。精神的暴力がDVであると認識している人が少なく、DV被害は潜在化しやすいことから、身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力もDVであることをさらに周知し、社会的認知の徹底を図る必要があります。
- 「DVに対する県民意識について」のインターネットアンケート調査では、警察・市町村以外の相談窓口を知っている人は半数に至っていません。「デートDVに関する大学生意識等調査」においても、約7割の大学生が相談窓口を知らないと答えていることから、多様な広報媒体を活用し、相談窓口の周知に取り組んでいく必要があります。また、男性からの相談も毎年400件から500件程度寄せられていることから、男性に対する広報にも配慮していく必要があります。
- DV被害者が加害者の元を離れて新たな生活を始めるに当たって、住民票の異動や身元保証人の確保が難しいことなどから、就業や住居の確保は容易ではありません。被害者の自立を円滑に進めるためには、企業や団体等がDVに対する正しい理解と認識を深めるとともに柔軟な対応を行うよう働きかけていく必要があります。
- 保健・医療機関で扱う様々な疾病の背景にDV被害が潜んでいることも少なくありません。また、子どもの態度や言動等から、教育機関等においてもDV被害の発見につながる場合があります。DV被害の早期発見には、発見しやすい立場にある保健・医療・教育機関等の職員が、DVについての理解をさらに深めることが重要になります。
- 近年では、インターネットや携帯電話等の普及により、様々なメディアを通じて性に関する情報に触れる機会が増加しています。メディア関係者に対しては、表現の自由を十分尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った表現や人権を尊重した表現に配慮するよう働きかけていくとともに、受け手側に対しては、メディアからの様々な情報を主体的

に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を推進する必要があります。

- 「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」のリーフレット、ポスターを作成し、関係機関に配布していますが、広く県民に周知させるため、広報啓発活動を推進する必要があります。
- 加害者対策については、加害者にも被害者にもならないように若者を対象としたDV予防教育に取り組むとともに、DVに悩んでいる方に相談窓口を広く周知し、加害者からの相談にも応じることにより、加害者に対する意識啓発を行うなどDV防止に努めておりますが、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

施策の内容

① DVの根絶に向けた啓発の充実【重点】

○多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実（男女共同参画課、児童家庭課）

県民一人ひとりがDVは人権侵害であることを認識し、DVに関する正しい理解を深めることができるよう、県民だより等県の広報誌やテレビ・ラジオなど、多様な広報媒体を活用した効果的な広報を実施し、市町村に対しても積極的な広報を働きかけます。

また、DVと児童虐待は密接に関連することから、広報啓発に当たっては、DV防止と児童虐待防止の啓発を関係部署が連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。

○DV防止キャンペーンの充実（男女共同参画課、児童家庭課）

毎年11月12日から11月25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

県では、この期間を中心に自治会の協力を得てリーフレットを回覧・配布するとともに、街頭でDV防止キャンペーンを実施し、民間支援団体と協働してリーフレットや啓発グッズ等を配布することにより、DV防止に向けて県民一人ひとりの意識を高めていきます。

また、キャンペーンの実施に当たっては、児童虐待防止部門と合同で実施し、啓発の効果をより一層高めます。

■DV防止キャンペーンで児童虐待防止も併せて啓発

※ このほか、オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止に向けた啓発活動）でも、DV防止を啓発します。

○子育て家庭への暴力防止の啓発の推進（男女共同参画課）

DV被害が 20 代から 40 代の比較的若い世代の女性に多いことから、DVと児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、乳幼児健康診査や就学时健康診断の際などに保護者に配布します。今後は、配布する機会を拡大して、DV被害の早期の気付きと相談へのつながりをより一層促します。

■ 家庭における暴力防止啓発パンフレットの配布先の拡大

・子育て家庭への直接配布機会の拡大

1 歳 6 か月児健康診査、就学时健康診断（平成 28 年度）

→配布の機会を拡大（平成 33 年度まで）

・配架場所の拡大

県立図書館へ配架（平成 28 年度）

→市町村の窓口や公民館等の子育て世代が集まりやすい場所を追加

店舗等の民間施設にも幅広く協力を依頼

（平成 33 年度まで）

○DV防止セミナーの充実（男女共同参画課）

より多くの県民にDVを身近な問題として考えてもらうため、DVの現状と対応について学ぶDV防止セミナーの開催回数を拡大し、地域でのDV防止の意識を高めます。

■ DV防止セミナーの開催回数の拡大

年 1 回（平成 28 年度）→年 2 回以上

※ より多くの県民にDV防止の意識を高めてもらうよう回数の増加を目指します。

○加害者を生まないための対策（男女共同参画課、男女共同参画センター）

加害者が早い段階で、自らが行っている行為がDVであり重大な人権侵害であることを認識し改善に繋げていけるよう、意識啓発を図ります。また、若者を対象に加害者にも被害者にもならないように相手の人権を尊重していけるようDV予防教育を行います。

さらに、DVに悩んでいる方に相談窓口を広く周知し、加害者からの相談にも応じることにより、加害者に対する意識啓発を行うなど、DVの防止に努めます。

加害者更生プログラムについては、国の動向を注視し、情報収集に努めます。

○人権啓発の推進（健康福祉政策課）

「DVが人権侵害である」と認識する人の割合は高まっていますが、身体への暴力ばかりでなく、精神的、性的な暴力など、様々な形でDVは存在しており、引き続き県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

家庭・学校・地域社会・職域などあらゆる機会をとらえ、講演会、研修会、メディアを使った広報などを通じて人権啓発を推進します。

○「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進（くらし安全推進課）

「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」のリーフレットを広く県民に広報するため、各種イベント等を通じて広報啓発活動を推進します。

② DV被害者等に向けた情報提供の充実

○DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供（男女共同参画課）

DV被害者の目に留まりやすく、安心して手に取ることができるよう相談窓口の電話番号等を記載したDV相談カードやステッカーの配置場所の拡大、支援等に関する情報提供を積極的に推進します。

○外国人のDV被害者に対する支援（男女共同参画課、警察本部子ども女性安全対策課）

国際交流センター等の関係機関と連携し、外国人向けリーフレット（6 か国語）に相談窓口に関する情報を掲載するなど、DV相談窓口等の一層の周知を図るとともに、リーフレットは、外国人の増加に伴い配布回数を拡大します。

また、警察ではDV被害者向けのリーフレットを外国語（6 か国語）でも作成し、警察署、交番・駐在所にて配布するとともに、県警ホームページに掲載して被害者への的確な対応が図られるようにしています。

○男性向け相談窓口の周知（男女共同参画課）

男性のDV被害者等に対する相談窓口を、県民だより等の県の広報誌のほか、各市町村の広報誌への掲載、相談窓口の電話番号を記載した男性相談カードの配布などを積極的に働きかけるなど、周知を図ります。

③ 企業・団体等に対するDVへの理解の促進

○DV被害者の自立に向けた理解の促進（男女共同参画課）

企業・団体等に対して、DVに対する正しい理解を促し、被害者の安全確保の観点に立ったスムーズな医療保険の離脱手続きなど、DV被害者の自立に向けて適切な対応が行われるよう情報提供を行います。

○企業・団体等と連携した広報啓発（男女共同参画課）

DV相談カードの配置など、千葉県男女共同参画推進連携会議※等を活用し、県民に対する広報啓発の協力を働きかけます。

※ 千葉県男女共同参画推進連携会議

男女共同参画社会づくりのため、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の自主的な取組を推進することを目的に、県域組織の団体等の参画により全体会や部会ごとに研修会や情報交換会を開催するなどの取組をしています。

④ DV被害の早期発見・通報体制の充実

○保健・医療機関に対する広報啓発（男女共同参画課）

保健・医療関係者に対し、DV被害の発見から通報までの流れ、警察・配偶者暴力相談支援センター等の機能についての周知を図ります。また、DV被害者に対する相談窓口等の情報提供や通報等への協力を働きかけます。

○教育機関等に対する広報啓発（男女共同参画課）

市町村と連携し、学校、保育所、幼稚園等に保護者への相談窓口等の周知やDV被害の兆候の発見・通報等への協力を働きかけます。

○民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発（男女共同参画課）

民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対し、啓発資料の配布や会議等を通じ、DVの知識普及を図るとともに、DV被害者に対する相談窓口等の情報提供や通報、見守り等への協力を働きかけます。

○通報等への適切な対応（男女共同参画課、女性サポートセンター等）

配偶者暴力相談支援センターは、通報等の内容から、被害者に対する危険が急迫している場合や児童虐待に当たると思われる場合には、警察や児童相談所等との連携を図ります。

また、通報等への対応に当たっては、加害者が通報者に対し何らかの報復行為等を行うことも考えられることから、通報者の氏名等について漏洩することのないように徹底を図ります。

⑤ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

○情報活用能力（メディア・リテラシー）の学習機会の充実（教育庁指導課）

情報社会において、適切な活動を行うために基となる考え方や態度を育成する情報モラル教育を充実させ、女性や子どもの人権へ配慮するように指導します。

【基本目標Ⅰ DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進】

施策の方向2 DV予防教育の推進

【現状と課題】

○ 県では、小・中・高・特別支援学校において「いのちを大切にするキャンペーン」を実施し、思いやりの心や生きる力を育むとともに、いじめ、暴力の根絶等、人権意識の高揚を図る指導を推進しています。また、高等学校では「マナーキャンペーン※」などを実施しています。DVを防止するためには、幼児期から生命の尊さや他人の痛みが理解できる心、豊かな情操、思いやりの心を育むことが大切です。

○ 若者を対象とするDV予防教育として、高校生等を対象に「それって『愛』なの？若者のためのDV予防セミナー」を開催し、DVやデートDVについて考える機会を提供してきました。DV予防セミナーにおける平成27年度の生徒へのアンケート結果によると、デートDVの認知度は64.4%と約6割程度でしたが、セミナーの理解度は97.5%で大きな効果があったと考えられます。しかし、実施校は着実に増加しているものの、未だ実施したことのない学校も多く、デートDVに対する認識に学校間で大きな差がみられます。今後はセミナーの実施校を拡大するとともに、より多くの若年層に向けた情報提供を行っていく必要があります。

また、高校1年生に対しては、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを作成・配布し、DVや暴力等について考える機会を提供しており、今後も効果的な予防教育に取り組んでいく必要があります。

○ 平成27年度のインターネットアンケート調査では、DVの予防に必要なことを尋ねたところ、73.2%の人が「家庭で保護者が子どもに対し、暴力がいけないことを教える」とことと回答していることから、保護者に対し、家庭教育の重要性を認識してもらう必要があります。

○ DVのある家庭に育つ子どもは、自身に対する直接的な暴力行為や家庭内の暴力を目撃することにより、心身に重大な悪影響を受けてしまいます。日ごろから学校や保育所等で児童・生徒と接する職員は、家庭内における暴力の早期発見や、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理の必要など、重要な役割を担っていることから、職員に対する研修の充実を図っていくことが大切です。

※ マナーキャンペーン

社会人としてのあるべきマナーや規範について、各学校が中心となって家庭・地域社会・関係機関と連携し、積極的な啓発活動や体験活動等を行うことで、生徒一人ひとりが日常生活のマナーを大切にし、より一層規範を遵守しようとする意識や態度を身につけることを目的とする取組です。

施策の内容

① 人権教育の充実

○学校における人権教育の推進（教育庁指導課）

「あらゆる暴力は人権侵害である」という社会認識の浸透を図るには、子どもの頃からの心身の発達段階に応じた人権教育が大切です。学校においては「いのちを大切に」するキャンペーン、「マナーキャンペーン」を実施する等、人権についての教育の一層の充実を図ります。

② 道徳教育の充実

○学校における道徳教育の推進（教育庁指導課）

本県では、就学前から高等学校までを貫く道徳教育の主題を『『いのち』のつながりと輝き』と定め、生命はかけがえのない存在であり、人間は互いに支え合って生きているということを子どもたちが学んでいくことによって、DV・セクハラ・ストーカー行為・いじめなどの人権侵害の発生を防ぐ土台づくりに努めます。

○道徳の時間の充実（教育庁指導課）

生命の尊厳や他者への思いやりの心の大切さなどについて深く考える場としての道徳の時間を充実させるため、地域に対して授業を積極的に公開する「心の教育推進キャンペーン」を実施します。

③ 若者を対象とした予防教育の充実【重点】

○DV予防セミナーの実施（男女共同参画課）

若者がDVや暴力等について考え、夫婦や恋人等、親しい間柄にある相手の人権を尊重し、互いに尊敬しあえる関係を築いていくことによりDVの被害者にも加害者にもならないよう、高等学校等においてDV予防セミナーを開催します。特に、これまで未実施の学校に対して働きかけ、セミナーの実施校の拡大を図っていきます。

■ DV予防セミナーの実施校の拡大

年 40 回（平成 27 年度）→250 回（平成 29 年度から 33 年度まで）

※ 5 年間で県内すべての高等学校・大学・短期大学・高等専門学校
（平成 28 年度現在 250 校）で実施することを目指します。

○デートDV相談カード等啓発資料の配布（男女共同参画課）

異性との交際を始め交友関係が広がる高校生に対して、デートDVに関する正しい知識や相談窓口など、生徒に周知したい内容を簡潔にまとめたデートDV相談カードを作成・配布し、DVや暴力等について考える機会を提供します。啓発資料については内容を充実させるとともに、より広く周知するために配布する対象を拡大していきます。

■ デートDV相談カード等啓発資料の配布対象の拡大

県内の高校 1 年生にデートDV相談カードを配布（平成 28 年度）

→配布対象の拡大（平成 33 年度まで）

○大学と連携した広報啓発の実施（男女共同参画課）

大学生に対するDV予防セミナーの開催やリーフレットの配布等の協力を大学に働きかけます。

○家庭に向けた啓発の推進（男女共同参画課、男女共同参画センター）

市町村と連携し、就学時健康診断等を通じた保護者に対するDVや児童虐待防止に関するリーフレットの配布や、男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止に努めます。

④ 教育機関等の職員に対する研修の充実

○教育機関等の職員に対する研修の充実（男女共同参画課、児童家庭課）

DV被害者の支援を行う機関や児童虐待を取り扱う機関と連携しながら、DVに対する理解を深め、DVのある家庭に育つ子どもやデートDVの当事者に対する適切な対応が行えるよう、養護教諭やスクールカウンセラーなど、学校や保育所等の職員に対する研修の充実を図ります。

また、研修時などあらゆる機会を捉えて、デートDVやDVに関するチラシを配布し、学校や保育所等の職員が交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供します。

デートDVとは

デートDVは交際相手からの暴力のことを言います。内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成 27 年 3 月）によると、交際相手がいた女性の 19.1%、男性の 10.6%がデートDVを受けています。

デートDVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、SNS（※）などによる脅し、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視など、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり、束縛したりしようとする態度や行動も含まれます。また、デートDVもエスカレートすると、ストーカー行為や暴行、傷害につながる恐れがあります。

なお、本計画では、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力をデートDVとしています。（資料編 121 ページに千葉県の子DV相談窓口の一覧を掲載）

※ SNS

インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービス social networking service の略。（「日本大百科全書」（小学館）から）」

【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】

施策の方向3 相談体制の充実

【現状と課題】

- 平成26年度の県及び市町村のDV相談件数は、統計を取り始めた平成14年度以降で最多の15,187件となっています。また、平成27年度は14,719件と微減しているものの、依然として件数の多い状態となっています。

- 県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談件数は、平成19年度以降、毎年5,000件を超える件数で推移しています。平成27年度は、女性サポートセンターで2,400件、男女共同参画センター1,117件、各健康福祉センター1,827件で、全体で5,344件となっています。

DV被害者の状況は多様化しており、女性サポートセンターの電話相談で対応した主な被害内容は、身体的暴力が50.8%、次いで精神的暴力46.2%、経済的暴力2.3%、性的暴力0.7%となっていますが、複合的な暴力がほとんどです。また、相談内容が多岐にわたっている中で、外国人、高齢者、障害者など複雑な問題が絡む相談が増えています。DV被害が深刻にならないよう問題解決に向けて助言や情報提供を行っていますが、今後も被害者の立場に立った迅速かつ的確な対応を取ることが必要です。

- 県内の全市町村には、DV担当課及び相談窓口が設置されており、相談件数は年々増加傾向となっています。平成27年度は9,375件の相談件数のうち47.3%が面接相談です。DV被害者にとっての身近な窓口として、市町村の役割はきわめて大きいと考えられます。

DV防止法では、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされ、野田市、市川市及び千葉市が配偶者暴力相談支援センターを設置していますが、他の市町村においても相談体制が充実・強化されるよう働きかけていく必要があります。また、規模の小さい市町村では、被害者が職員等と顔見知りで相談に行きにくいなどといった課題があることから、相談しやすい体制づくりが必要です。

- 警察における平成27年のDV事案認知件数は2,727件で、5年前と比較して倍増しています。警察では、県警本部（相談サポートコーナー）、警察署、交番、駐在所等において相談を受理していますが、引き続き、関係機関と連携してDV被害者の安全確保を最優先とした対応に努めるとともに、被害者の立場に立った適切な対応を行うことが必要です。

- 県の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口での利用者からの苦情への対応については、男女共同参画苦情処理制度*を引き続き適切に運用し、申出のあった苦情や意見について、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の執行の改善につなげることが重要です。

※ 男女共同参画苦情処理制度

知事の委嘱を受けた苦情処理委員が、公平中立な立場から県の施策や事業に関する男女共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の申出を調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う制度。

施策の内容

① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

- 女性サポートセンターの中核的機能の強化（男女共同参画課、女性サポートセンター）

中核的配偶者暴力相談支援センターとして、処遇の難しい事案や専門的・広域的な対応など、女性サポートセンターの総合的な調整・支援機能の充実を図ります。また、地域の配偶者暴力相談支援センターのDV専門相談員、婦人相談員等を対象として、スキルアップのための研修の充実を図るほか、市町村等へ講師派遣を行い、相談担当職員の資質向上を支援します。

- 情報提供の充実（男女共同参画課）

複雑化、多様化する相談に適切に対応するため、市町村、関係機関、民間支援団体等と連携して、DV被害者の生活再建等に向けた情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供していきます。

- 多様なケースに応じた相談への対応（男女共同参画課、女性サポートセンター）

DVに精通している弁護士や精神科医による相談を実施し、DV被害者の自立を支援します。また、外国人被害者については、通訳を介し母国語で相談できる環境を提供します。

- 高齢者等への配慮（男女共同参画課、女性サポートセンター）

高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。

- 自立支援講座の実施（男女共同参画課、男女共同参画センター）

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律

や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。

○男性のための総合相談の実施（男女共同参画課、男女共同参画センター等）

男女共同参画センターで男性のための総合相談を実施し、被害者だけでなく加害者からの相談にも対応する中で、被害者を支援するとともにDVの防止を図ります。

② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】

○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援（男女共同参画課）

配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう促していきます。

■ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進

設置数 3市（平成27年度末）→11市（平成33年度末）

※ DV相談件数の多い市町村（概ね年間200件以上）での設置を目指します。11市での設置が実現した場合、県内の市町村における相談件数（平成27年度）の約8割をカバーできます。

③ 警察による支援の充実

○相談・通報への迅速かつ適切な対応（警察本部子ども女性安全対策課）

警察では、相談や110番通報等によりDV事案（DV事案を背景としたストーカー事案を含む。）を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行うなど、DVによる被害の発生を防止するなどの措置を講じます。

○援助の申出に対する適切な対応（警察本部子ども女性安全対策課）

DV被害者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行います。

○相談しやすい環境の整備（警察本部警務課）

DV被害者からの相談に対しては、事案の状況を判断し、緊急時における対応の教

示、関係機関の紹介等の情報提供を行います。また、被害者の心理的な事情に配慮して、女性警察職員による相談の対応や相談室の活用等により、相談しやすい環境の整備に努めます。

④ **苦情処理体制の充実**（男女共同参画課）

- 男女共同参画苦情処理制度を適切に運用するとともに、県民への周知を図ります。

【基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実】

施策の方向 4 安全確保と一時保護体制の充実

【現状と課題】

- 県では、平成 27 年度までの 5 年間で毎年 100 人以上の一時保護を実施しており、そのうち大部分はDVが原因です。また、DV被害者の約 6 割が子どもを同伴しています。一時保護した人の入所経路は、平成 27 年度でみると、市町村の相談機関が 53 %で、警察関係が 47 %でした。地域別にみると、千葉市内及び市川健康福祉センター管内がそれぞれ 16 %、印旛健康福祉センター管内が 12 %です。年齢別では 20 歳以上 30 歳未満が 29 %、30 歳以上 40 歳未満及び 40 歳以上 50 歳未満がそれぞれ 28 %と続きます。また、17 人が外国人でした。

女性サポートセンターでは、ケースワーカー※、心理判定員、医師、看護師、保育士等が連携して対応することにより、被害者一人ひとりの状況に応じて心身の安定や自立に向けた支援を実施しています。また、平成 21 年度には、同センターを新築し、バリアフリー化やセキュリティの強化、同伴児対応の子どもルームや学習室を設置するなど、受け入れ態勢の充実を図るとともに、自立に向けた様々な支援を行っています。

また、被害者の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて民間シェルター等に一時保護を委託しています。

- 一時保護を行う場合、警察、市町村等を経由して保護していることから、これら関係機関からの的確かつ迅速な情報把握はDV被害者の安全を図る上で大変重要です。平成 23 年度から県と市町村で使用する共通の聞き取り票を作成するなど、被害者の状況に関係機関と速やかに共有し、より迅速な一時保護を行っています。今後もより一層の連携を図っていく必要があります。

一時保護所への入所は、休日・夜間では直ちに移送が困難な事例も多くあることから、地域における被害者の避難場所を確保する必要があります。

また、被害者が児童を同伴した場合の当該児童のケアや学習指導など様々な事例に対応していくことが必要になっています。市町村や児童相談所等の関係機関と連携した適切な支援が求められています。

※ ケースワーカー

社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して、社会福祉の立場から個別事情に即して課題の解決や緩和のために助言や支援を行う人をケースワーカーといいます。（「社会福祉用語辞典」（中央法規出版）から）

- 安全の確保のための取組として、配偶者暴力相談支援センターや警察では、加害者からのさらなる暴力により、DV被害者が生命・身体等に重大な危害を受けるおそれがあるときは、DV被害者に対して、保護命令の制度についての情報提供や助言、関係機関への連絡等を行っています。

警察では、保護命令が発令された場合、裁判所と連携を取りながら、被害者への危害防止、緊急時の通報等についての教示、加害者に対する指導・警告、保護命令違反被疑者の検挙等を行っています。しかし、検挙後に再び違反をしたり、危害を加える加害者もあり、保護命令制度の効果的な運用による被害者の安全確保のためにも、違反者への厳格な対応を図る必要があります。引き続き、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした関係機関との連携により、一層の安全確保に努める必要があります。

施策の内容

① 緊急時における安全の確保

- 緊急時における移送手段、避難場所の確保（男女共同参画課、女性サポートセンター）

休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段や、直ちに一時保護所への移送が困難な場合の避難場所の確保について、市町村等関係機関の制度を活用するなどして、DV被害者の心情に配慮した安全確保の体制を強化します。また、地域ごとに市町村や警察等を対象とした会議を開催し、安全確保のための役割分担の確認を行うなど連携体制の強化を図ります。

② 一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実

- 多様なケースに応じた一時保護（男女共同参画課、女性サポートセンター）

DV被害者の受け入れに当たっては、高齢者、障害者など多様な入所者の状況に応じた一時保護を実施するため、市町村や医療機関など関係機関と連携して、きめ細かな対応を図ります。

- 医学的ケア・心理学的ケアの充実（男女共同参画課、女性サポートセンター）

身体的、精神的に様々な問題を抱えている入所者や同伴児に対して、医師による疾病等の有無や診療の要否についての医学的側面からの判定や心理判定員によるカウンセリングを実施します。

- ケースワーカーによる同行支援の実施（男女共同参画課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターの入所者に対して、必要に応じて、ケースワーカーによる医

療機関や裁判所への同行支援を実施します。

○一時保護委託先との連携の強化（男女共同参画課、女性サポートセンター）

DV被害者の安全確保のため、一時保護委託先との連携強化を図ります。

○外国人への配慮（男女共同参画課、女性サポートセンター）

外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳での対応を行います。

③ 同伴児への支援の充実

○保育・教育体制の充実（男女共同参画課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターでは、保育士や学習指導員を配置し、児童一人ひとりの状況に応じた保育や学習指導を行い、退所後に安心して保育所や学校に通えるよう、支援体制の充実を図ります。

○心理的ケアの充実（男女共同参画課、女性サポートセンター）

保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを行うなど、同伴児の心理的なケアの充実を図ります。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の同意を得た上で、市町村及び児童相談所の関係機関に情報提供を行います。

④ 警察等による安全確保の取組

○安全確保のための関係機関との連携（男女共同参画課）

保護命令の申立てを行うDV被害者は、加害者からの抗議や追及により危害を受けるおそれが高いことから、配偶者暴力相談支援センターは被害者の意思を確認した上で、警察に被害者の安全確保に必要な情報を提供するなど、相互に連携を図り、被害者の安全の確保に努めます。

また、被害者が保護命令の申立てをする際の迅速な処理や、調停時に被害者と加害者が直接会わないよう配慮することなど、裁判所において被害者の安全が図られ、安心して申立てができるような対応が取られるよう働きかけます。

○保護命令に対する対応強化（警察本部子ども女性安全対策課、男女共同参画課）

保護命令発令の通知を受けた場合には、警察は速やかにDV被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で住居を訪問するなど、DVによる危害を防止するための留意事項及び緊急時の迅速な通報等について教示し、被害者の生命、身体、安全確保に取り組みます。また、配偶者暴力相談支援センターにおいても、被害者に安全確保

や保護命令の留意事項について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮します。

○危機管理体制の充実（男女共同参画課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターにおいて、非常災害に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。また、加害者からの追及があった場合の対応についても、研修を実施し、危機管理体制の充実を図ります。

【基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援】

施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進

【現状と課題】

- DV被害者の自立のためには、生活資金の確保や離婚、就職など早急に対応が必要な問題や、被害者や家族の心身の健康管理、育児、子どもの教育など、生活を営んでいく上での様々な問題を解決しなければなりません。県では、一時保護所退所後も被害者の状況に応じて必要な情報を提供し、本人の希望により相談に応じています。

また、一時保護所退所後の被害者に対して、裁判所や役所、病院等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業を実施しています。今後はこの取組を充実させるとともに、市町村も含めた支援体制の整備について検討していく必要があります。

さらに、平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度[※]では、市及び町村部に設置された相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じることにより、自立の促進を図ります。

- 一時保護所からの退所先は、平成27年度までの5年間ではアパート等が3割から4割と多い状況です。多くのDV被害者は、加害者からの追及を避けるため、今までの居住地と異なる地域で新たな生活を始めています。被害者が住み慣れた地域から離れて生活する中で様々な困難に直面した際に、身近に頼る人がいないために誰にも相談ができず孤立するといったことのないよう、地域でのサポートが重要となっています。
- また、平成27年度では一時保護所を退所した人のうち約3分の2が生活保護を受給しており、約3割が母子生活支援施設など社会福祉施設へ入所している状況にあります。さらに、住民基本台帳の閲覧制限や健康保険の手続きなども自立のために必要であり、これらの実施主体である市町村との一層の連携が重要となっています。
- DV被害者への聞き取り調査によると、転宅先での子どもの就学や勉強、さらには自分自身の精神面や体調、追及の恐怖など多くの不安を抱えていることから、被害者への精神的ケアが必要です。

※ 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立のための相談の実施や住居確保給付金の支給、就労のための準備・訓練、一時的な生活支援、家計相談、子どもの学習支援等の事業を行う制度。

施策の内容

① 被害者の自立に向けた総合的な支援の充実【重点】

○自立につなげる支援（男女共同参画課、女性サポートセンター等）

配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者の自立に向けた様々な問題について、本人の意思や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていきます。

○司法手続きに関する支援（男女共同参画課、女性サポートセンター等）

配偶者暴力相談支援センターでは、警察等の関係機関と連携を図るとともに、保護命令や離婚調停等の法的支援について、弁護士会等の法律相談や、日本司法支援センター（法テラス）※の民事法律扶助制度などの情報提供に努めます。

また、一時保護中及び退所後のDV被害者に対しては、必要に応じて裁判所や弁護士事務所への同行支援等を行います。

※ 日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法(平成 16 年 6 月公布)に基づき、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、平成 18 年 4 月に設立された法人。司法制度をより利用しやすくし、法的なサービスの提供を身近に受けられるようにする目的で、相談窓口業務(相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け等)や民事法律扶助業務(経済的な困窮者に対する裁判費用等の立替え等)等を実施します。

○生活再建支援事業等の充実（男女共同参画課）

一時保護所入所中及び退所後のDV被害者が裁判所や病院、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、情報提供や心身の回復に向けた継続的なカウンセリングを実施します。なお、生活再建支援事業による支援については、被害者のニーズも把握しながら、必要に応じ支援の内容について見直しを行っていきます。

また、市町村や関係機関と連携のうえ、見守りが必要な被害者については、母子生活支援施設など社会福祉施設の入所や民間のステップハウス※の活用など、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

※ ステップハウス

明確な定義はありませんが、一時保護所(シェルター)退所後に、被害者が自立に向けた準備をするための居住施設(地域における自立した生活につなぐための中間的施設)をステップハウスといいます。多くは、自立支援に向けたケースワークとして、訪問相談、情報提供、同行支援等を行っています。

○自立支援講座の充実（男女共同参画課、男女共同参画センター）

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。講座の実施にあたっては、DV被害者のニーズ等を把握しながら内容の充実を図っていきます。

■ 生活再建支援事業及び自立支援講座の充実

DV被害者のニーズをより反映した内容とするため、DV相談の内容や一時保護所入所者の聞き取り調査から被害の状況や被害者の実態について把握・分析を行います。

② 地域でのサポート体制の整備

○地域でのサポート体制の整備（男女共同参画課）

市町村に対し、DV被害者の自立に向けた様々な手続きが迅速に行われるよう、相談共通シートの提供による窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進します。

○地域におけるネットワーク会議との連携（男女共同参画課、女性サポートセンター）

市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）や高齢者虐待防止ネットワーク等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。

③ 精神的なケアの充実

○カウンセリングの充実（男女共同参画課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターを退所したDV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、より効果的な方法で取り組んでいきます。

○自立支援講座の実施（再掲）（男女共同参画課、男女共同参画センター）

DV被害者の心の回復を図り、自分らしい生活を取り戻すことができるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を開催するとともに、同じような体験をしたDV被害者や支援者との交流の場を提供します。

④ DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援【重点】

○福祉制度等の活用（男女共同参画課、女性サポートセンター等）

DV被害者に対し、住民基本台帳の閲覧制限の制度や生活保護など、福祉制度の情報提供を行います。また、市町村に対し、これらの各種手続きがスムーズに行われるよう働きかけ、連携した支援を行います。

○住民基本台帳の閲覧制限（男女共同参画課）

DV被害者からの申し出に基づき、加害者等からの請求による住民票や戸籍の写しの交付や閲覧を制限するなど、被害者の安全確保のための情報保護について、市町村へ周知徹底を図ります。

○健康保険の加入（男女共同参画課）

健康保険の被扶養者であったDV被害者が、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度についての情報提供や被害者の安全確保などについて、市町村へ周知徹底を図るとともに関係機関との連携を強化します。

○生活困窮者自立支援制度の活用（健康福祉指導課）

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図ります。

○生活福祉資金貸付制度の活用（健康福祉指導課）

千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化します。

○DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供（男女共同参画課）

DV被害者が自立の過程で必要なときに必要な支援を適切に受けられるよう、被害者が利用可能な各種制度等の情報を網羅した相談員用のハンドブックを作成し、県及び市町村等の相談機関に配布します。

これにより、相談機関や相談員の力量の違いにより被害者への情報提供等のサービスに格差が生じることなく、県内全域で被害者が適切にサービスを受けられることを目指します。

また、被害者自らが活用できるよう各種制度等をわかりやすく提供するための被害者用のハンドブックを作成し、情報提供の充実を図ります。

- 【新規】 DV被害者が利用可能な各種制度等を網羅したハンドブックの作成・配布（相談員用・被害者用）
※ 情報は、定期的に更新していきます。

【基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援】

施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進

【現状と課題】

- 一時保護所を退所したDV被害者が自立に向けて生活基盤を整えるためには、退所後の住宅の確保が必要です。DV被害者の多くは加害者からの追及を避けるため、今までの居住地とは異なる場所で新たな生活を始めることから、退所後の住宅の確保が課題となっています。県では、DV被害者が県営住宅への入居を希望した場合に優遇措置を実施するとともに、住宅の選定に係る不動産業者への同行等を行う生活再建支援事業を実施し、DV被害者が自立に向けた生活基盤を整えるための支援を行っています。
- DV被害者の職業的自立を可能とするためには、就労の支援が必要です。現状では一時保護所の退所者の約3分の2が生活保護を受給しており、DV被害者の職業的自立が課題となっています。県では、職業訓練を実施するとともに、就職を希望する方に対する相談や職業紹介による就労支援を実施しています。

施策の内容

① 住宅の確保

○住宅の確保（住宅課）

県営住宅におけるDV被害者の入居については、単身者を含め、抽選の際の当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。また、市町村営住宅についても、優先入居等について要請していきます。

○生活再建支援事業等の充実（男女共同参画課）

一時保護所入所中及び退所後のDV被害者が裁判所や病院、不動産業者等へ行く際の同行や生活環境整備の支援等を行う生活再建支援事業の充実を図るとともに、情報提供や心身の回復に向けた継続的なカウンセリングを実施します。また、市町村や関係機関と連携のうえ、見守りが必要な被害者については、母子生活支援施設など社会福祉施設の入所や民間のステップハウスの活用など、被害者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。

② 就労の支援

○就労の支援体制の充実（男女共同参画課、女性サポートセンター等）

DV被害者に対し、関係機関との連携により、ハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行います。また、一時保護中の被害者に対しては、必要に応じてハローワークへの同行など、就労活動を支援します。

○職業訓練及び個別相談等の実施（児童家庭課、雇用労働課）

DV被害者を含めた母子家庭の母等の職業的自立を図るため、受講者のニーズにあった職業訓練を実施するとともに、就職を希望する方への個別相談や職業紹介による就労支援を実施します。

○生活困窮者自立支援制度の活用（健康福祉指導課）

市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を支援します。

【基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援】

施策の方向 7 虐待の早期発見と安全確保

【現状と課題】

○ 児童虐待防止法では、家庭内で配偶者に対する暴力を児童に目撃させることにより著しい心理的外傷を与えることは、心理的虐待として児童虐待に当たると定義しています。

○ 女性サポートセンターにおいて、平成 27 年度までの 5 年間で 736 人の一時保護を実施しており、このうち約 8 割の 594 人が DV 被害者で、DV 被害者のうち約 6 割が子どもを同伴しています。

一時保護に同伴する子どもは、子ども自身が直接的な暴力を受けていなくても、母親に対する暴力を目撃したことにより心に大きな傷を受けています。また、配偶者から暴力を受けた DV 被害者の中には、被害者自身が心身ともに傷ついているため、子どもに対して暴力を振るってしまう場合や育児放棄してしまう場合があります。

DV 及び児童虐待の未然防止、早期発見を始め、子どもと家庭のあらゆる相談により重点的に取り組む必要があります。

○ DV 被害者への聞き取り調査によると、新しい環境での子どもの友達関係や勉強に関すること、DV を目の当たりにしていた子どもへの精神的影響、加害者に子どもを連れ去られる心配など、多くの不安を抱えていることがわかりました。

被害者が転居先で安心して子どもと生活ができるよう、学校や保育所、警察などの関係機関が連携を図り支援していく必要があります。

子どもの安全を確保するためには、子どもと直接接する教員や支援に当たる市町村の関係職員が、DV や児童虐待の知識を正しく理解し、個人情報の管理などに適切に対応することができるよう、研修の充実を図っていく必要があります。

施策の内容

① DV 相談と児童虐待相談の連携【重点】

○ 県や市町村等の相談機関の連携（男女共同参画課、児童家庭課）

児童福祉法及び児童虐待防止法により、児童虐待を発見した場合は、市町村や児童相談所へ通告しなければならないとされています。

DV被害者支援ではDV被害者に、児童虐待では被虐待児童に焦点が当たりがちになりますが、DV被害と児童虐待との相互の支援に間隙が生じないように、県や市町村等において、DV防止を担当する部署と、児童虐待防止を担当する部署が連携を強化し、事業の効果的な推進を図るために、県において関係部署による実務者会議を開催します。

■【新規】 県のDV防止と児童虐待防止の担当部署による実務者会議の
開催 年2回以上

※ 会議では、合同での広報啓発の取組やDV被害者の
同伴児童への対応方法等について具体的に話し合い、
事業の効果的な推進を図ります。

○DV・児童虐待職務関係者研修の充実（男女共同参画課、児童家庭課）

DVと児童虐待が密接な関係にあることへの理解を深め、DV被害者やその子どもへの適切な対応が行えるようにするため、DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れながら実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施し、職務関係者の研修の充実を図ります。

■【新規】 DV相談と児童虐待相談の連携強化を視野に入れた専門的な
研修の実施

（例）DV家庭に育つ子どもへの影響と対応を学ぶ研修

困難事例への対応方法等を学ぶ被害者支援スキルアップ研修 等

○子育て家庭への暴力防止の啓発の推進（再掲）（男女共同参画課）

DV被害が20代から40代の比較的若い世代の女性に多いことから、DVと児童虐待に関する知識や相談窓口を掲載したパンフレットを作成し、乳幼児健康診査や就学時健康診断の際などに保護者に配布します。今後は、配布する機会を拡大して、DV被害の早期の気付きと相談へのつながりをより一層促します。

■ 家庭における暴力防止啓発パンフレットの配布先の拡大（再掲）

- ・ 子育て家庭への直接配布機会の拡大
1歳6か月児健康診査、就学時健康診断（平成28年度）
→配布の機会を拡大（平成33年度まで）
- ・ 配架場所の拡大
県立図書館へ配架（平成28年度）
→市町村の窓口や公民館等の子育て世代が集まりやすい場所を追加
店舗等の民間施設にも幅広く協力を依頼
（平成33年度まで）

② 地域における継続的な見守りの取組

○地域におけるネットワーク会議との連携（再掲）（男女共同参画課、女性サポートセンター）

市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）や高齢者虐待防止ネットワーク等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。

○警察等との連携による安全確保（男女共同参画課、児童家庭課）

学校・保育所・社会福祉施設等においては、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進します。

○学校職員等への研修の充実（男女共同参画課、児童家庭課）

児童・生徒と直接触れ合う学校職員等が虐待の兆候を発見して、児童相談所等へ通告することが虐待を早期に発見して被害児童を救うこととなります。また、加害者が避難したDV被害者を探するため、学校等に問い合わせる等の行動も見られます。

児童虐待の早期発見や、加害者の追及からDV被害者及び子どもの安全を確保するため、「教職員のための児童虐待対応マニュアル」や「DV関係機関対応マニュアル（追

及者から被害者を守るために)」などを活用し、学校職員等研修において意識や知識を高め、その対応の徹底を図ります。

【コラム】DVと児童虐待

児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」も児童虐待に当たると規定されています。

DVのある家庭に育つ子どもは、DV加害者から直接、暴力を受けている場合もあり、また、DVの現場を目撃することにより、ストレスや心に大きな傷を負い、人格形成や成長過程への深刻な影響が懸念されます。さらに、DVを目撃して育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習してしまうとも言われています。

また、DV被害者は、暴力を受けることにより恐怖や無力感等で精神的に不安定になることや、子どもに対して暴言やネグレクトなどの虐待をしてしまうことがあります。

【基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援】

施策の方向 8 子どもに対するケア体制の充実

【現状と課題】

- 平成27年度に一時保護所に入所したDV被害者のうち58%が子どもを同伴しており、その内訳は乳幼児が69%、小学生以上が31%です。被害者は、DVを受けたことによるPTSD^{*}の状態にある人もおり、子どもの変化に気付きにくくなっていることもあります。また、被害者に同伴されている子どもは、加害者から身体的な暴力を受けている場合もあります。

同伴児は、自身に対する暴力やDVの現場を目撃したことにより、心に大きな傷を受けており、中には、多動傾向や言葉の遅れ、暴力的な言動などがみられる子どももいることから、同伴児への心理的ケア等の充実を図ることが重要です。

県では、一時保護所に入所している同伴児に対して、心理判定員によるカウンセリングを実施しています。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の同意を得た上で、市町村及び児童相談所の関係機関に情報提供を行っています。

- 児童相談所や児童福祉施設では、DVの目撃等を経験した児童に対して心理療法担当職員が必要に応じて心理的ケアを行っています。また、民間児童福祉施設に入所している児童に長期的なケアが必要な場合は、心理療法担当職員を派遣し訪問カウンセリングを実施しています。

また、児童虐待を行う保護者への指導を効果的に行うため、児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師の協力を得て、保護者の抱える心の問題へのカウンセリング、指導を実施しています。

- 被害者にとって、同伴児の健やかな成長に対して関係機関から支援を受けていくことは、自身の生活の安定にとって大切なことです。女性サポートセンターへ一時保護中の児童に対する保育・学習指導等はもとより、退所後における転校手続きの弾力化や保育所への優先入所、精神的なケアを行い、子どもに対するケア体制の充実を図ります。

※ PTSD（心的外傷後ストレス障害）

強烈なトラウマ体験（心的外傷）がストレス源（ストレッサー）になり、心身に支障を来し、社会生活にも影響を及ぼすストレス障害

施策の内容

① 子どもの就学等への支援

○転校手続きの弾力化及び学習支援（教育庁教育総務課・指導課、児童家庭課）

学校等に対し、DV被害者の実情に応じ、学区を越えた転校について、弾力的に受け入れを行うよう働きかけます。また、児童相談所の一時保護所では、加害者からの追及等により入所し、通学が困難な子どもへの学習支援に取り組みます。

○保育所への優先入所（子育て支援課）

DV被害者の同伴する児童の保育所への入所について、母子家庭等の取扱いと同様、優先的に取り扱われるよう働きかけます。

○保育・教育体制の充実（再掲）（男女共同参画課、女性サポートセンター）

女性サポートセンターでは、保育士や学習指導員を配置し、児童一人ひとりの状況に応じた保育や学習指導を行い、退所後に安心して保育所や学校に通えるよう、支援体制の充実を図ります。

② 子どもの精神的なケア

○子どもの精神的なケアの充実（男女共同参画課、女性サポートセンター、児童家庭課）

児童相談所、精神保健福祉センター、健康福祉センター、保健センター、学校、医療機関等の関係機関と連携・協力してカウンセリングを実施するなど、継続的なケアが必要と思われる子どもについて、症状や発達段階に応じた、きめ細やかな心のケアを行います。

○民間児童福祉施設入所児童への訪問カウンセリング（児童家庭課）

DVの目撃等を経験した児童に対して心理的なケアが必要なことから、入所している児童福祉施設への訪問カウンセリングを実施します。

【基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進】

施策の方向 9 市町村における支援体制の強化促進

【現状と課題】

- 国の基本方針では、市町村は被害者に最も身近な行政主体として、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに積極的に取り組むことが求められており、その一方で、県には広域的・専門的な役割を求めています。

- DV防止法では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務として規定しています。さらに、国の基本方針では、地域の実情に合わせ、緊急時におけるDV被害者の安全の確保や、生活再建に向けた継続的な支援策の整備等、積極的な取組を行うことを市町村に求めています。

県内の全市町村には相談窓口が設置されており、市町村によっては独自の取組として、被害者が避難するための交通費や、民間の宿泊施設に一時的に保護した場合の宿泊費の助成などを積極的に行っているところもあります。

平成27年度末時点で県内の市町村で基本計画を策定しているのは28市町ありますが、配偶者暴力相談支援センターの設置は野田市、市川市、千葉市の3市にとどまっています。

DVの防止から、相談、一時保護、自立等多くの段階にわたって、地域に根ざしたきめ細やかな支援を行うためには、県はもちろんのこと、最も身近な行政主体である市町村の役割が大変重要です。なかでも、被害者の自立には、生活保護や各種手当の申請、社会福祉施設等への入所、住民基本台帳の閲覧制限や健康保険の手続きなど、市町村の支援が不可欠です。

県では、市町村とDV対策に係る共通認識を持つため、毎年度、市町村DV対策担当課長会議等を開催して情報交換を行うとともに、各種研修会を通じ、相談、一時保護、自立など被害者支援の知識の習得や能力の向上に努めてきました。今後も市町村における相談、自立支援の機能強化に向けた支援を行うとともに一層の連携を図っていく必要があります。

- 一時保護所を退所したDV被害者の多くは、従前の居住地を離れ、別の市町村で新たな生活を始めます。転宅先で安心して生活ができるよう、前住所地と転宅先の市町村が相互に連携し、被害者の状況に応じた円滑な支援が行われるよう、市町村間の協力体制を築くことが重要です。

○ DV被害者支援を円滑に行うためには、被害者に関する情報を関係機関と共有することが重要であることから、市町村において、警察、学校、健康福祉センター、民間支援団体などからなるネットワーク会議の設置が期待されます。

○ DV加害者は様々な手段を使って、被害者の行方を捜そうとします。特に、加害者が手掛かりを求めることが多いのは市町村の窓口であり、被害者の転居先の住所などの個人情報などを不正に聞き出し、被害者が重大な事件に巻き込まれる事例も生じています。このため、住民基本台帳を保有している市町村では、担当課と連携し、個人情報保護の徹底を図ることが大変重要です。

施策の内容

① DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進【重点】

○市町村基本計画の策定促進（男女共同参画課）

市町村が地域に根ざしたきめ細やかなDV施策を推進するためには、地域の実情を踏まえた基本計画を策定し、計画的に取組を進めることが重要です。

そこで、基本計画を策定しようとする市町村に、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、各種施策が円滑に進むよう、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援を行い策定を促進していきます。

なお、市町村応援マニュアルは、基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置並びにネットワーク会議の開催に係る具体的な手順を示すことを目的に、平成 25 年 3 月に作成し市町村に配布しています。作成から数年が経過したことから、全国及び県内市町村の先行事例や国の各種調査結果報告書等を参考に、当該マニュアルの内容を充実させながら、基本計画の全市町村での策定を目指します。

■ DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進

策定市町村数

28 市町（平成 27 年度末）→全 (54) 市町村（平成 32 年度末）

② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進（再掲）【重点】

○市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた支援（再掲）（男女共同参画課）

配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアル

ルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう促していきます。

■ 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進（再掲）

設置数 3市（平成27年度末）→11市（平成33年度末）

※ DV相談件数の多い市町村（概ね年間200件以上）での設置を目指します。11市での設置が実現した場合、県内の市町村における相談件数（平成27年度）の約8割をカバーできます。

③ DV被害者等の秘密保護の徹底

○DV被害者等の秘密保護の徹底（男女共同参画課）

加害者が被害者等の個人情報をも不正に取得することを防ぐため、市町村では、庁内の関係課と連携し、DV被害者等の個人情報保護を図る必要があります。

県では、研修会や各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知していきます。

また、DV被害者から相談があった場合には、国、県及び民間事業者でも個人情報を取り扱っていることを本人へ注意喚起することにより、被害者等の秘密保護の徹底を図るよう周知します。

【基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進】

施策の方向 10 地域における連携体制の整備促進

【現状と課題】

○ 県内の全市町村はDV相談窓口を整備し、様々なDV相談に対応するとともに、必要によりDV被害者の安全確保と自立に至る継続的な支援が求められています。これらの相談、安全確保、自立支援は、もとより市町村のみで対応できるものではなく、現状においても、市町村が県の健康福祉センターや児童相談所、医療機関、警察、裁判所、民間支援団体等の様々な機関と連携し、継続して被害者を支援しています。

また、加害者からの追及等により他県に転居する場合は、他県の市町村とも連携して支援が途切れることのないよう、継続して被害者を支援していく必要があります。

県では、これまで市町村へ相談対応に係る助言や、被害者の安全確保に係る情報提供、被害者の自立支援に係る助言等を行ってきましたが、市町村への対応については今後もより一層の充実が求められます。

さらに、各市町村において犯罪被害者等からの問い合わせがあった場合に、総合的な対応を行う「総合的対応窓口」を県内全ての市町村が設置していますが、今後はその機能の充実を図る必要があります。

施策の内容

① 切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化

○各種会議の実施（男女共同参画課）

市町村DV対策担当課長会議及び実務者会議、地域別市町村会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、関係機関を含む地域の実情に合わせた検討会を実施するなど、市町村との連携の強化を図ります。

○市町村における支援体制の整備（男女共同参画課）

新たな生活を始めたDV被害者が安心して生活していけるよう、DV被害者生活再建支援サポーターによる研修会を実施し、心身の相談や見守りなど、地域における継続的な自立支援を実施するための体制の整備に向けた働きかけを行います。

○市町村間の連携体制の構築（男女共同参画課）

DV被害者の自立には、経済的な支援をはじめ多岐にわたる支援が必要であり、その重要な役割を担う市町村間における情報共有や支援方法の検討会などを実施できる連携体制の構築に努めます。

○犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用（くらし安全推進課）

「総合的対応窓口」に犯罪被害者等からの問い合わせがあった場合に、今まで以上に各市町村内において情報共有を図り、確実に関係相談窓口・関係機関につなぐ役割が担えるよう促します。

② 緊急時における安全の確保（再掲）

○緊急時における移送手段、避難場所の確保（再掲）（男女共同参画課、女性サポートセンター）

休日や夜間に緊急保護が必要となった場合の移送手段や、直ちに一時保護所への移送が困難な場合の避難場所の確保について、市町村等関係機関の制度を活用するなどして、DV被害者の心情に配慮した安全確保の体制を強化します。また、地域ごとに市町村や警察等を対象とした会議を開催し、安全確保のための役割分担の確認を行うなど連携体制の強化を図ります。

③ 地域でのサポート体制の整備（再掲）

○地域でのサポート体制の整備（再掲）（男女共同参画課）

市町村に対し、DV被害者の自立に向けた様々な手続きが迅速に行われるよう、相談共通シートの提供による窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進します。

○地域におけるネットワーク会議との連携（再掲）（男女共同参画課、女性サポートセンター）

市町村において、児童虐待防止のためのネットワーク（要保護児童対策地域協議会）や高齢者虐待防止ネットワーク等との連携により、地域の社会資源を活用したDV被害者支援が円滑に進むよう、情報提供を行います。

【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】

施策の方向 1 1 職務関係者の資質向上

【現状と課題】

- 県では、女性サポートセンターに婦人相談員、ケースワーカー、心理判定員、保育士、看護師等を配置し、DV被害者の支援に当たっています。また、各健康福祉センターにDV専門相談員を配置し、婦人相談員等と連携を取りながら相談業務を行っています。さらに、被害者の生活再建を支援するため県民ボランティアを「DV被害者生活再建支援サポーター」として養成しています。

県では、これらの職務関係者に加え市町村や学校など関係機関の職員に対し、DV及び児童虐待に関して経験に応じた階層別研修を実施しているほか、県民ボランティア向けの研修なども実施しています。また、DV相談業務の担当者向けに「DV関係機関対応マニュアル」を作成し提供しています。

- 県の配偶者暴力相談支援センターには、平成 27 年度までの 5 年間で毎年 17,000 件から 20,000 件を超える相談が寄せられていますが、そのうちDVは約 3 割を占めており、毎年 5,300 件から 5,900 件でした。DV以外の相談は、自身の健康や仕事、家族の問題など多岐にわたっています。これら多様な相談内容に対し適切な対応をするためには、幅広い知識の習得が必要です。

また、DV被害者からの相談を受けるに当たっては、被害者の置かれた環境や心身の状態を理解し、その安全性や秘密の保持に十分配慮するとともに、二次被害[※]防止に努める必要があります。

- 相談員が相談を受けるとき、判断に迷うことや、相談員自身が悩んでしまうことがあります。女性サポートセンターは中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、各地域配偶者暴力相談支援センターの相談員や市町村職員等に助言及び情報提供を行うとともに研修等で事例検討を行うことなどにより、職務関係者の資質向上を図っていく必要があります。

※ 二次被害

DV被害者からの相談に対応した職員等の言葉や態度により、被害者がさらに傷ついてしまうこと、また、各種手続きをする際、対応した職員等がDV被害者の転居先等の情報を加害者側に伝えることにより、被害者の安全が脅かされることも二次被害といえます。

《二次被害の例》

- ・ 「子どもを置いて出てきて」・・・本人が一番気にしていることです。
- ・ 「夫婦なんだから、旦那を支えてあげなきゃ」・・・支えてほしいのは相談者です。
- ・ 「お互い様、けんか両成敗」・・・分かってもらえない、責められたという気持ちにさせます。
- ・ 何人も出てきて対応・・・囲まれて尋問されているような気分させます。
- ・ 笑ったり、他の職員と談笑しながら対応・・・誠意を疑う態度ととられます。

○ 相談員が、DV被害者から深刻な被害状況等を聞いているうちに、いわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態になるなど、心身の健康が損なわれることがあります。こうしたことを防止するためには、相談員自らがスーパーバイザー*からの助言・指導を受けるなど、ケアされる機会を積極的に活用できるようにします。

○ 市町村、県関係機関職員を集めた犯罪被害者等の支援担当者の会議、研修会を実施していますが、毎年、犯罪被害者等の支援担当者が交代していることから、会議、研修会への出席の必要性が認識されにくい傾向にあります。

※ **スーパーバイザー**

個々のケースの支援者に対し、実践に必要な価値、知識、技術を具体的に伝えるほか、支援者の精神的なサポートもします。スーパービジョン（事例を報告し、適切な方向付けを得るための指導）を受けの際の指導者をスーパーバイザーといいます。スーパーバイザーには、通常スーパービジョンを受ける人よりも経験豊富な、師匠格・先輩格の人がなります。（「社会福祉用語辞典」（ミネルヴァ書房）から）

施策の内容

① DV職務関係者研修等の充実【重点】

○DV職務関係者研修の充実（男女共同参画課、児童家庭課）

DV被害者への適切な対応が行えるようにするため、実務経験に応じた研修やスキルアップにつながる専門的な研修を実施するなど、職務関係者の研修の充実を図ります。研修の実施に当たっては、二次被害の防止や被害者等に係る情報管理の徹底を図ります。また、県・市町村等関係機関向けの「DV関係機関対応マニュアル」の充実を図り、研修において活用します。

■ **【新規】資質向上のための専門的な研修の実施**

（例）自立支援のために必要なノウハウを学ぶ研修

困難事例への対応方法等を学ぶ被害者支援スキルアップ研修 等

○市町村、関係機関への講師派遣（男女共同参画課）

市町村や裁判所など関係機関が開催する研修や講演会等へ職員を講師として派遣するなど、研修機会の確保に努めます。

○国等で主催する研修への参加（男女共同参画課、女性サポートセンター）

内閣府等で実施する様々な研修や独立行政法人国立女性教育会館で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努めます。

○市町村家庭教育相談員※及び子育てサポーター※等への研修（教育庁生涯学習課）

市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等がDV及び児童虐待の現状や相談対応等について研修する機会を設けます。

※ **市町村家庭教育相談員**

市町村教育委員会から委嘱され、家庭教育・子育て・青少年の健全育成等の相談業務に携わる相談員。市町村教育委員会等に配置されている。

※ **子育てサポーター**

子育て相談等、子育て中の保護者と子どもを支援するため市町村から委嘱されるボランティア。

② 切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組

○女性サポートセンターの中核的機能の強化（再掲）（男女共同参画課、女性サポートセンター）

中核的配偶者暴力相談支援センターとして、処遇の難しい事案や専門的・広域的な対応など、女性サポートセンターの総合的な調整・支援機能の充実を図ります。また、地域の配偶者暴力相談支援センターのDV専門相談員、婦人相談員等を対象として、スキルアップのための研修の充実を図るほか、市町村等へ講師派遣を行い、相談担当職員の資質向上を支援します。

○スーパービジョンの実施（男女共同参画課、男女共同参画センター）

県や市町村の配偶者暴力相談支援センター等で活動する相談員のスキルアップを図るため、相談員が多様な相談事例を共有し、その対応について専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施し、相談員が心身ともに健康な状態で相談業務ができるよう配慮します。

○犯罪被害者等の支援担当者全体のスキルアップ（くらし安全推進課）

犯罪被害者等の支援担当者に、自身のスキルアップを図るための手段として積極的な講演会の聴講を促すとともに、出席できなかった担当者へ情報提供し、支援担当者全体のスキルアップを図ります。

③ 相談員等のための心身のセルフケア

○セルフケアのための環境づくり（男女共同参画課）

相談活動に伴う悩みや対応について、職員向けのこころの健康相談を活用するなど、相談員等のための心身のセルフケアが進む環境づくりを推進します。

○スーパービジョンの実施(再掲) (男女共同参画課、男女共同参画センター)

県や市町村の配偶者暴力相談支援センター等で活動する相談員のスキルアップを図るため、相談員が多様な相談事例を共有し、その対応について専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施し、相談員が心身ともに健康な状態で相談業務ができるよう配慮します。

【基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化】

施策の方向 1 2 関係機関との連携強化

【現状と課題】

- 県では、DV被害者が相談から一時保護、自立までの継続した支援を受けられるよう体制整備を図るとともに、関係機関を含めた職員研修や情報共有のための会議を実施するなど、被害者支援の中核的な役割を担っています。

市町村では、身近な相談窓口として相談に当たるとともに、緊急時における安全確保や一時保護所を退所した被害者への経済的支援をはじめ、各種支援制度を活用した生活再建に向けた支援を実施しています。

警察では、相談業務や緊急時における安全確保、一時保護所への移送を実施するとともに、加害者への指導・警告なども行っています。そのほか裁判所における保護命令や法テラスの行っている民事法律扶助制度も被害者の生活再建支援に必要不可欠な制度です。このように公的機関や民間支援団体が、それぞれの立場で被害者支援に取り組んでいます。
- DV被害者の支援には、県、警察、市町村、民間支援団体等多くの関係機関が、個別のケースについて個人情報保護に留意しながら、必要な情報共有を図り、連携して相談、一時保護、自立の支援を行っていますが、被害者本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、関係機関が共通認識を持ち、緊密に連携して取り組み、切れ目のない支援を実施する必要があります。そのためには、各関係機関の機能や役割を明確化するとともに、情報の共有をさらに図り、連携できる支援体制を整備することが重要となってきました。
- DV被害者に対する加害者からの追及が激しい場合等は、他県の一時保護施設を利用するなど、都道府県の枠を越えた広域的な連携が必要になることから、全国知事会における広域連携についての申合せが円滑に実施できるように連携強化を図る必要があります。また、関係都道府県と連携し、制度改革に向けて国へ働きかけていくことも必要です。
- DV被害者支援活動を行う民間支援団体の活動は、相談やカウンセリング、講座・研修会の開催、資金貸付・補助、シェルターの運営など様々です。被害者に寄り添ったきめ細やかな支援をするためには、民間支援団体の役割も重要であることから、情報を共有し連携を図りながら、より効果的な施策を実施していくことが必要です。

- DV被害者のうち、性犯罪・性暴力被害者に対しては、その特性に配慮した支援が必要とされています。そのため、そのような支援を行っている民間団体等と連携を図り、総合的に支援していく必要があります。

施策の内容

① 市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化

- 女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化（男女共同参画課、女性サポートセンター）
市町村、児童相談所、健康福祉センター、警察署などで構成する「DV被害者支援連絡会議」等を開催するとともに、市町村が設置するネットワーク会議等に参加し、関係機関との連携強化を図ります。

- 暴力対策ネットワーク会議、事例検討会等の開催（男女共同参画課、女性サポートセンター）
関係機関・団体の長で構成する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」による連絡会議を開催し、情報の共有や一層の連携の強化を図ります。また、地域の実情に合ったDV被害者支援が行えるよう、地域ごとに具体的事例に基づく事例検討会等を実施し、実践的、機動的な支援体制やシステム構築の具体策を探り、各地域に情報提供します。

② 国及び他の都道府県との連携の推進

- 県外への円滑な移送・受入に向けた広域的な連携（男女共同参画課、女性サポートセンター）
全国知事会における申合せに基づき、DV被害者の一時保護に係る広域連携が円滑に進むよう、必要な情報の共有や被害者の移送等、都道府県域を越えた連携に努めます。

- 制度改善に関する国への要望（男女共同参画課、女性サポートセンター）
他の都道府県とともに、関係施策の拡充・強化等を関係府省へ要望していきます。

- 国等で主催する研修への参加（再掲）（男女共同参画課、女性サポートセンター）
内閣府等で実施する様々な研修や独立行政法人国立女性教育会館で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努めます。

③ 民間支援団体との連携・協働

- DV被害者支援活動団体連絡会議の開催（男女共同参画課、女性サポートセンター）

DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報の共有及び連携強化を図ります。

○協働によるきめ細やかな支援（男女共同参画課、女性サポートセンター）

DV被害者の相談、一時保護、生活再建等に向けた施策の推進に当たっては、民間支援団体との協働により、きめ細やかな支援に努めます。

○民間支援団体の育成、支援（男女共同参画課、女性サポートセンター）

県が行う研修等への参加を呼びかけたり、DV被害者支援に関する情報を提供するなど、民間支援団体のスタッフの資質向上を支援します。

○性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援する体制の構築（くらし安全推進課）

県内で性犯罪・性暴力被害者を支援している民間団体や関係機関等の資源を活かしながら、相互に連携した支援体制の構築を図ります。

第3章 計画の推進に当たって

1 計画の推進体制

基本計画を円滑に推進するに当たっては、以下のとおり関係機関、民間支援団体、市町村及び県が連携して、総合的・横断的に取り組んでいきます。

(1) 全庁的な推進体制の充実・強化

男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進についての意見を聴取するため設置している「千葉県男女共同参画推進懇話会」において、年度ごとに施策の実施状況について検証するとともに、専門的な見地から幅広く意見や助言を求め、基本計画を効果的に推進します。

また、庁内関係課担当者会議を活用し、基本計画における各課の実施状況や課題を共有するなど、連携を強化し効果的なDV防止施策・被害者支援に取り組んでいきます。

(2) 女性サポートセンターを核とした連携強化

中核的配偶者暴力相談支援センターである「千葉県女性サポートセンター」では、各地域の関係機関によるDV被害者支援連絡会議の開催等により、DV被害者支援についての共通認識を関係機関と深めるとともにDV相談員への助言、情報提供等を行い連携強化を図っていきます。

また、県と市の配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察、児童相談所などの関係機関や団体との情報共有や一層の連携を図り基本計画に係る施策を推進します。

(3) 市町村との連携強化

DV被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制を構築するためには、市町村との連携が不可欠であることから、本計画では基本目標として「市町村におけるDV対策の促進」について位置づけたところであり、市町村DV対策担当課長会議、地域別会議など、あらゆる機会を捉えて市町村との連携支援体制を強化します。

(4) 家庭等における暴力対策ネットワーク会議

DVや児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体で組織する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」及びその実務者会議において、連絡調整や情報の共有化を図ることにより、

基本計画を効果的に推進します。

(5) DV被害者支援活動団体連絡会議

DV被害者支援活動を行う民間支援団体と県による「DV被害者支援活動団体連絡会議」を開催し、情報の共有及び連携強化を図り、基本計画を効果的に推進します。

2 DV被害者の実態の把握・分析

DV相談の内容や一時保護所入所者の聞き取り調査から被害の状況や被害者の実態について把握・分析し、必要に応じ施策の見直しや改善を図るなど、結果を今後の施策の推進に反映させていきます。

3 計画の適正な進行管理

毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行います。

また、計画の進捗状況等については、「千葉県男女共同参画推進懇話会」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めます。併せて、県民に推進状況及び評価結果を公表します。

4 計画の見直し

DV防止法の改正・国の基本方針の見直しや、上記2の被害者の実態把握・分析の結果、上記3の評価結果などにより、新たに盛り込むべき事項が発生した場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。その際は、「千葉県男女共同参画推進懇話会」からの意見をはじめ、市町村等広く関係者の意見を聴取します。